

奥多摩町の介護保険の利用までの手続きの流れ(詳細版)

①相談

- 介護保険のこと、要介護認定、介護サービスの利用などのご質問・ご相談は、保健福祉センターで受け付けておりますので、いつでもお気軽に窓口またはお電話でご相談ください。

②申請

- 下記窓口にて申請できます。窓口に来られない方は、郵送も出来ますのでお気軽にお問い合わせください。

【窓口にてご相談・申請ができます】

- 奥多摩町保健福祉センター(奥多摩病院隣り)【ご相談・申請受付】
- 奥多摩町役場 1階住民課窓口(奥多摩駅前右斜向かい)【申請受付のみ】
- 子ども家庭支援センター(文化会館・古里図書館の前)【申請受付のみ】

- Ⓜ ご本人のほかご家族の方でも申請できます。今お持ちの「介護保険被保険者証」と一緒にご提出ください。
- Ⓜ 2号被保険者(40歳から64歳まで)の方は、今加入している「医療保険被保険者証」をご持参ください。

申請を受け付けましたら、町職員が下記③-⑥の手続きをすすめます。認定結果が出るまで平均1か月程度かかります。ご不明な点がございましたら下記お問い合わせ先まで、いつでもお問い合わせください。

③要介護認定調査

+

③主治医意見書

④介護認定審査会

⑤結果通知

⑥サービスを

利用するには

お問い合わせ先

- 奥多摩町福祉保健課 介護保険担当 ☎0428-83-2777
 - 奥多摩町地域包括支援センター ☎0428-83-8555
- (いずれも奥多摩病院隣り・保健福祉センター内)

●調査員がご自宅に訪問し、ご本人様・ご家族様から心身の状況、介護の状況について、聞き取り調査や実際に歩く様子などを確認し「認定調査票」を作成します。

●かかりつけの医師に、町から「主治医意見書」の作成依頼をします。作成費用の自己負担はありません。持病や現在のお身体の状態などについて記載していただくものです。

●要介護度を審査判定する会議を開催します。(毎月2回、第1・第3水曜日に開催)③「認定調査票」と③「主治医意見書」の両方の書類がそろった方について審査・判定がおこなわれます。

●「結果通知」と一緒に新しい「介護保険被保険者証」(水色)を、ご指定先に郵送します。

「結果通知」と新しい「介護保険被保険者証」(水色)が届いたら・・・

- 介護サービスを利用するには、ケアプランの作成が必要になります。
- ケアプランの作成は、要支援認定を受けた方は保健センター内の「地域包括支援センター」へ、要介護認定を受けた方は「居宅介護支援事業所」(電話番号は結果通知に一覧同封)にご相談ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。